

(平成 19 年 12 月 17 日公布)

## 練馬区まちづくり条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

- (1) 平成 18 年 4 月に練馬区まちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）が施行してから 1 年 8 か月が経過し、この間、開発事業に係る届出が 600 件を超えるなど、運用を重ねてきたところである。

この運用実績を踏まえ、開発調整に関する手続をより円滑かつ公正に運用するため、所要の改正を行う。

- (2) ペット火葬施設等の設置をめぐるっては、他の自治体において、近隣の住民との間で紛争に発展している事例もある。今後、練馬区においてもペット火葬施設等を新たに設置する事例が出てくることも予想される。

そこで、紛争を未然に防止するとともに、開発調整の手続を円滑に進めるため、ペット火葬施設等の設置に際して、事業者が近隣住民に説明し、協議する手続、紛争調整の手続および設置の基準を追加する。

- (3) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例の制定に伴い、同条例とまちづくり条例が連携している部分について所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 開発調整に関する手続を円滑かつ公正に運用するための改正

ア 開発事業に係る標識の設置時期を明確にする。（第 53 条ほか）

イ 練馬区および東京都の中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の手続、建築基準法の規定による建築確認申請、都市計画法の規定による開発許可申請等は、まちづくり条例の事前協議終了後に行うことを明確にする。（第 59 条ほか）

ウ 事前協議終了後の事業計画の変更手続を追加する。（第 60 条ほか）

エ ワンルーム形式の集合住宅の建築について、説明会等による近隣住民への説明を義務化する。（第 63 条）

オ 既存の自動車駐車場の雨水流出抑制施設の設置等を促すため、所要の改正を行う。（第 89 条ほか）

カ 開発事業に関する工事のすべてについて、事業者の工事完了届出書の提出後、適切な履行を確保するため、区が検査を行うこととする。(第103条・第104条)

キ 勧告、公表の対象に土地取引の届出、開発事業に係る届出を怠る権利取得者または事業者等を追加する。(第146条ほか)

ク その他条例の規定を明確にするため、所要の改正を行う。

(2) 開発調整の手続の対象にペット火葬施設等を追加するための改正

ア ペット火葬施設等の定義を定める。(第2条)

イ 開発調整の手続の対象を、ペット火葬施設、ペット納骨施設、ペット埋葬施設またはこれらの施設を併設している施設の設置とする。(第89条)

ウ 開発調整の手続および紛争調整の手続を、ウエスト・スクラップ処理場と同様とする。(第90条ほか。別図参照)

エ ペット火葬施設等の設置の基準を定める。(別表第7・別表第8)

(3) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例の制定に伴う改正

ア 郷土景観保全計画をまちづくり条例の「まちづくりの計画」に位置づける。(第4条)

イ 宅地の整備の基準における開発区域内の緑化の基準について、所要の改正を行う。  
(別表第2)

3 施行期日

平成20年4月1日(以下「施行日」という。)。ただし、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例の制定に伴う改正規定については、平成20年6月1日

4 経過措置

この条例による改正後のまちづくり条例の規定は、施行日以降に、第52条第1項、第61条第1項、第70条第1項、第80条第1項または第89条第1項の規定による届出をする開発事業について適用し、施行日前にこの条例による改正前のまちづくり条例第52条第1項、第61条第1項、第70条第1項、第80条第1項または第89条第1項の規定による届出をする開発事業については、なお従前の例による。